

## 資料5-5 〈西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸〉設備計画方針

設備整備にあたっては、文化財建造物の価値を減じないよう保存活用計画の「部分」、「部位」の基準に則した計画、配置、設置を行うことを原則とする。

### 電気設備計画方針

#### ①分電盤、配線等

動力盤や電灯盤は近年の器具である。断線など防災上の安全性の課題があることから、分電盤及び配線は全て更新する。更新する配線及び配管は露出となる箇所が多くなるため、意匠、可逆性に配慮する。旧分電盤、配線・碍子等は再利用しないが、当初の盤の扉などは展示物として原則、現状維持、残置する。

#### ②電灯・コンセント設備

照明器具	現 状	・当初と推定される器具がおおむね残る
	整備方針	・原則、意匠上重要な既存シェード、シーリングなどを残し、LED器具へ改造して再利用する ・近年の器具（蛍光灯など）は、用途・意匠・機能に配慮してLED照明に取替え
スイッチ・コンセント	現 状	・一部古い器具が残るが、ほとんどが新しい（昭和期中頃以降：設置時期不明）器具
	整備方針	・既存器具は再利用せず、展示物として残置する。 ・明らかに新しいものは、活用上必要な場合はその箇所に新たな器具を設置する ・文化財への改変を最小限にするため、スイッチは原則集中管理システムとして詰所へ集約する（宿泊室は個別管理） ・活用上、新たに設置が必要となるスイッチ・コンセントは、押入内などの見えない範囲に設置する。見える箇所に設置が必要な場合は、意匠上配慮する

#### ③弱電設備（呼び鈴、インターホン、電話等）

インターホン等	現 状	・当初と推定される呼び鈴(呼び釦・親機)が残る
	整備方針	・既存器具は展示物として残置する。 ・バリアフリー等の施設利用上必要となる新設インターホン設備を車椅子利用者出入口と詰所及びエントランス棟警備室に新設する
電話・インターネット	現 状	・現状なし
	整備方針	・詰所に整備する。邸内の空配管及び電源を新設し、引き込みは別途工事とする。
非常呼出	現 状	・現状なし
	整備方針	・邸宅内のトイレに呼出等機器を新設し、詰所及びエントランス棟警備室に発報予定。
その他	現 状	・比較的新しい（当初ではない）避雷針が設置されている
	整備方針	・意匠に配慮して新たな避雷針へ交換する

### 機械設備計画方針

#### ①給排水・給湯設備

衛生器具は一部当初の器具が残る。今後宿泊等に活用しない部屋の器具は、展示物として原則、現状維持、残置する。活用する部屋については、既存器具を保管し、新たな器具を設置する。配管は全て更新するが、更新する配管は露出となる箇所が多くなるため、意匠、可逆性に配慮する。給湯設備については浴室、手洗い等、活用上必要な箇所へ電気式給湯機を新設する。

#### ②衛生・厨房等設備

便器・手洗器・カラン等	現 状	・主屋の便器は全て後補の器具 ・手洗器等は当初と推定される器具が残る
	整備方針	・近年の改修器具は撤去、新設する ・今後活用しない部屋の器具は、展示物として残置する ・今後活用する部屋の古い器具は解体保管し、新たな器具を新設する（詳細は実施設計にて検討）
浴槽・カラン等	現 状	・浴槽は当初と推定される ・カランやシャワーはほとんどが新しい器具
	整備方針	・今後活用しない部屋の器具は、展示物として残置する ・今後活用する部屋の古い器具は解体保管し、新たな器具を新設する（詳細は実施設計にて検討）
厨房機器	現 状	・シンクやガス台は近年改修されたもの（※ガスコンロ） ・排気フード等は当初のものである可能性が高い
	整備方針	・飲食店用の厨房設備を、地下物置及び1階女中室に新設する ・旧厨房は復原や現状維持を検討（設備機能は復さない）する。
その他	現 状	・小屋裏に当初と推定される器具(換気扇)が残る ・地下に新しい器具(ボイラー)や、新旧不明の器具(貯湯タンク)が残る ・ボイラー室に新旧不明の器具(ポンプ、タンク)が残る
	整備方針	・小屋裏の器具、配管は残置する ・地下の器具、配管は活用のため解体撤去、一部保管を検討する ・ポンプ室の器具、配管は展示物として残置する

#### ③空調換気設備

既存のラジエーターは展示物として残置し、各室の活用用途に合わせた空調機を新設する。空調機は、押入等の見え隠れ部に床置型などを設置する方針とし、意匠、可逆性に配慮する。換気設備は必要な各室に設置するため、RC躯体等の配管貫通が必要になる。配管経路等は、詳細検討を行ったうえで決定する。既存の換気設備は展示物として残置する。